

3. 逗子市公立保育所の延長保育料について

従前より逗子市内の民間保育所や他市町の多くの公立保育所は、延長保育料(午後6時から午後7時の保育)を徴収しておりましたが、本市公立保育所は夕方のおやつ代の実費弁償として1日80円(3歳未満児は60円)を徴収しておりました。

延長保育は、保育所の基本的な開設時間の11時間を超えて行う保育であること、民間保育所や他市町の多くの公立保育所の例を踏まえて、行財政改革の一環として、延長保育料の徴収を開始することとします。

子ども・子育て支援新制度では、新たに短時間保育認定制度が導入され、延長保育料が発生する可能性があります。国の補助制度が不明であるため、必要がある場合は延長保育料(午後6時から午後7時の保育)の範囲で別途定めます。

延長保育料 (案)

利用状況	1日30分を超えて1時間まで	1日30分まで
月10日を超えて利用する	3,500円	2,000円
月10日以内の利用	2,000円	1,000円

※生活保護世帯は全額免除、非課税世帯は半額免除する。

【参考】

1. 県内各市町の徴収状況 平成26年逗子市調べ

市町村名	内 容																																
横浜市	金額： 月額 30分当たり1,700円＋ 間食代等2,500円＝4,200円 (1時間当たり5,900円) 10日以内利用30分あたり850円＋間食代等1,250円＝2,100円 (1時間あたり2,950円) ※市民税非課税世帯、生活保護受給世帯 月額30分あたり850円＋間食代等1,250円＝2,100円 (1時間あたり2,950円) 10日以内利用30分あたり420円＋間食代等620円＝1,040円 (1時間あたり1,460円)																																
川崎市	1時間延長の保育料 月額2,500円																																
相模原市	月額：4,000円 (A・B階層は0円) 臨時：30分を超えない場合500円、30分を超える場合1,000円 (A・B階層はいずれも0円)																																
横須賀市	朝7:00～7:30 夕18:30～19:00 1回200円 月額上限5,000円 (夕のみ利用の場合、3,500円)																																
平塚市	臨時：20分で100円																																
鎌倉市	月額：2,500円																																
藤沢市	月額：0～4,000円 (所得に応じて)																																
小田原市	1日で150円																																
茅ヶ崎市	月額 (限度額) 4,000円 (27時間まで) 6,000円 (27～40.5時間まで) 8,000円 (40.5～54時間まで) 臨時 60分で500円 (以降30分ごとに250円)																																
三浦市	公立保育所なし																																
秦野市	月額3,000円 日額300円																																
厚木市	なし																																
大和市	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">延長保育用徴収額</th> </tr> <tr> <th>入所児童の居住地</th> <th>保育時間帯</th> <th>徴収額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市内</td> <td>午後6時から午後6時30分まで</td> <td>2,900円</td> </tr> <tr> <td>午後6時から午後7時まで</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市外</td> <td>午後6時から午後6時30分まで</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>午後6時から午後7時まで</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">承認を受けていない者に対して保育を行った場合の徴収額</th> </tr> <tr> <th>入所児童の居住地</th> <th>保育時間帯</th> <th>徴収額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市内</td> <td>午後6時から午後6時30分まで</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>午後6時から午後7時まで</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市外</td> <td>午後6時から午後6時30分まで</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>午後6時から午後7時まで</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table>	延長保育用徴収額			入所児童の居住地	保育時間帯	徴収額(月額)	市内	午後6時から午後6時30分まで	2,900円	午後6時から午後7時まで	4,000円	市外	午後6時から午後6時30分まで	3,900円	午後6時から午後7時まで	5,500円	承認を受けていない者に対して保育を行った場合の徴収額			入所児童の居住地	保育時間帯	徴収額(月額)	市内	午後6時から午後6時30分まで	700円	午後6時から午後7時まで	1,000円	市外	午後6時から午後6時30分まで	1,000円	午後6時から午後7時まで	1,300円
延長保育用徴収額																																	
入所児童の居住地	保育時間帯	徴収額(月額)																															
市内	午後6時から午後6時30分まで	2,900円																															
	午後6時から午後7時まで	4,000円																															
市外	午後6時から午後6時30分まで	3,900円																															
	午後6時から午後7時まで	5,500円																															
承認を受けていない者に対して保育を行った場合の徴収額																																	
入所児童の居住地	保育時間帯	徴収額(月額)																															
市内	午後6時から午後6時30分まで	700円																															
	午後6時から午後7時まで	1,000円																															
市外	午後6時から午後6時30分まで	1,000円																															
	午後6時から午後7時まで	1,300円																															
伊勢原市	臨時：10分で100円																																
海老名市	18時から30分間 月額2,900円 18時30分から30分間 月額4,000円 計1時間 6,900円																																
座間市	月額：4,000円 臨時：15分以内250円、30分以内500円																																
南足柄市	市内私立保育所と調整のうえ、1回あたり500円としている。																																

綾瀬市	月額：2,500円 臨時：500円/日（ただし、月2,500円を限度とする。）
葉山町	金額：1回あたり300円（1回30分）
寒川町	公立保育所なし
大磯町	日額：350円（月額：3,500円上限）
二宮町	月額：3,000円 臨時（日額）：300円（0円、100円、200円、300円と階層部分により異なる）
中井町	未実施
大井町	臨時：30分で500円
松田町	公立保育所なし
山北町	なし
開成町	なし
箱根町	延長保育料の実施なし
真鶴町	該当なし
湯河原町	なし
愛川町	なし
清川村	公立保育所なし

2. 市内の民間保育所の延長保育料

保育所名	時間	保育料
A 保育園	30分延長	1ヶ月：2,000円 1日(1回)：400円
	1時間延長	1ヶ月：3,500円 1日(1回)：700円
B 保育園	30分延長	1ヶ月：2,000円 1日(1回)：400円
	1時間延長	1ヶ月：3,500円 1日(1回)：700円
C 保育園	30分延長	1日(1回)：350円
	1時間延長	1ヶ月：5,500円(0歳児) 4,500円(1.2歳児) 3,500円(3.4.5歳児) 1日(1回)：700円